平成２３年（フ）第２２８６号
札幌市中央区宮の森２条14丁目１番18号
債務者　伊丹　壽一
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６２号
札幌市豊平区平岸１条８丁目２番１―405号
債務者　太田　　希
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７号
山形県酒田市駅東１丁目３番地の16　コーポ大栄２Ｂ号、前住所山形県酒田市錦町３丁目８番地の15　雇用促進住宅２号棟302号
債務者　土田　きよ
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第９３号
福島県喜多方市塩川町御殿場５丁目58番地市営御殿場団地10棟301号、前住所福島県喜多方市塩川町遠田字東谷地1735番地　市営御殿場団地10棟301号
債務者　林　　貴子（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
群馬県伊勢崎市今泉町２丁目22番地４
債務者　ダ　シルバ　クラウデミル　ドミンゲス（ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＣＬＡＵＤＥＭＩＲ　ＤＯＭＩＮＧＵＥＳ）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
群馬県前橋市亀泉町300番地１
債務者　上野　亮徳
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
群馬県前橋市箱田町1535番地
債務者　牛久　和昌
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
群馬県高崎市吉井町馬庭91番地５
債務者　木村　美穂（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２９２号
群馬県高崎市箕郷町西明屋434番地　相互アパート２階311
債務者　工藤　　廣
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２９３号
群馬県高崎市箕郷町西明屋434番地　相互アパート２階311
債務者　工藤　洋恵
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２３９号
埼玉県行田市佐間３丁目18番20号
債務者　宮田　智美（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３０９号
埼玉県東松山市松葉町２丁目９番２号　ゼフィルスタカシマ107
債務者　垣本　良昭
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７３号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目21番地12　キャビン25・102号
債務者　田村　和彦
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７１１号
千葉市中央区南町３丁目21番１棟104号
債務者　福山　一江
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２８号
神奈川県秦野市本町２丁目３番７号
債務者　岩田　和秀
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３２９号
神奈川県秦野市本町２丁目３番７号
債務者　岩田　真澄
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４８５号
神奈川県厚木市長谷1055番地21
債務者　八鍬　浪子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部